

第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

● 現状・課題

家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族とのふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかしながら、核家族化やひとり親世帯の増加、ライフスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、昨今の子育てをとりまく環境の変化により、家庭における育児力が低下し、適切な生活習慣や社会性の習得ができないことなどが社会問題にもなっています。

また、高齢社会の進展により、寝たきりや認知症など介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、老老介護の問題など要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄などの問題が生じています。さらに、家庭内には労働や家事・育児に対する性別による固定的な役割分担意識が現在でも根強く残っているほか、配偶者への暴力や子どもへの虐待などの問題も生じています。

一方、地域は最も身近な社会集団であり、さまざまな人との交流を通じて人権感覚を育む場でもあります。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されており、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互いを尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。

国では、平成 28 (2016) 年に*『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域で活躍できる「地域共生社会」の実現に取り組んでいます。本市でも誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域社会づくりが求められます。

平成 28 (2016) 年に実施した「知上市人権に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)では、人権を侵害されたと思ったときについての問に対し、「地域や職場において仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が 34.3%と、「個人情報やプライバシーを侵害された」の 37.0%に次いで高くなっています。

本市では、さまざまな媒体や講演会等による啓発、人権擁護委員との連携等を通じて、家庭や地域への人権意識の醸成を図っています。今後も、社会変化や市民のニーズを踏まえて家庭や地域における人権教育・啓発を行うとともに、その担い手となる指導者の確保と養成を充実することが求められます。

● 施策の方向と取組み

施策1 家庭における教育力などの向上

家庭、地域社会、行政が連携し、家庭において人権尊重の考え方や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるような周知・啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・広報紙や市のホームページなどにより、家庭における固定的な役割分担意識の解消を図るための情報提供、啓発を行います。	協働推進課
・「家庭の日」を周知、啓発します。	生涯学習スポーツ課
・家族がふれあう各種事業を実施します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課
・子育てに関する冊子の発行や教室の開催により、学習支援、情報提供を行います。	子ども課 健康増進課 生涯学習スポーツ課
・子育て、介護、福祉などに関する相談体制を整備します。	福祉課 子ども課 長寿介護課
・男性を対象とした料理、家事、育児などに関する教室や講座を開催します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課

施策2 地域社会における人権尊重の環境づくり

地域において人権尊重の意識が育まれるよう、地域の活動者等と連携して啓発活動や学習・交流機会等の提供を行います。

【取組み】	【担当課】
・啓発資料などにより人権尊重に関する情報提供をします。	協働推進課
・人権擁護委員との連携強化や活動支援を行います。	協働推進課
・人権尊重にかかわる生涯学習活動を支援します。	生涯学習スポーツ課
・まちづくり出前講座の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課
・公民館などでの各種学習、交流活動の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課
・PTAなどの社会教育関係団体の活動を支援します。	生涯学習スポーツ課
・関係団体との連携強化を図ります。	協働推進課

施策3 学習機会の充実

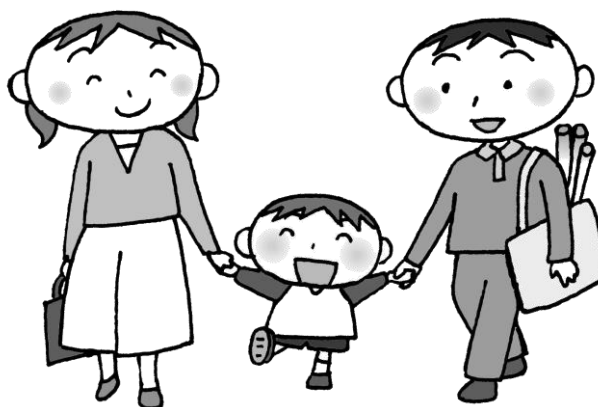
市民一人ひとりが人権にかかわる知識や考え方を身につけられるよう、社会情勢や対象となる年齢層、市民ニーズを踏まえて多様な人権の学習機会を提供します。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙やパンフレットなどにより人権意識について啓発します。	協働推進課
・ 「人権問題を考える講演会」などを実施します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 人権週間などにおける啓発活動を実施します。	協働推進課
・ 出前講座を通じて人権の学習機会を提供します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策4 指導者の養成

家庭や地域における人権教育・啓発の担い手となる指導者を養成し、啓発活動や学習・教育の質の向上を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 指導者養成のための学習機会を提供するとともに、研修等への参加を促進します。	協働推進課



2 学校などにおける人権教育の推進

● 現状・課題

保育園、幼稚園、学校等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性のある社会を実現するには、子どもたちが教育の場でさまざまな人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思いやりの心を育み、幅広い視野を持った態度・行動を身につけることが大切です。

一方で、いじめや体罰、不登校など、子どもや学校をめぐる人権課題は深刻な社会問題となっています。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、子どもが安心して相談や支援を受けられる体制づくりが求められます。また、高齢化や国際化、情報化などによりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障がいのある人、外国人等との交流や学習を通じて、さまざまな人権問題についての認識を深められる人権教育を行うことも大切です。

子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識を持ち、さまざまな人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

市民意識調査では、人権が尊重される社会を実現するための必要な取組みについての問に対し、「学校などにおいて人権教育を充実させる」が61.1%と最も高く、人権教育の場としての期待が高いことがうかがえます。

本市では、就学前教育や学校教育において、授業やさまざまな体験活動を通じて人権尊重の基礎を身につける取組みを推進しています。また、いじめや不登校等の解決にあたっての指導や相談体制づくりを行っています。今後も教育活動を通じて、時代の流れを踏まえた人権教育を進めるとともに、より効果的な教育とするための指導者の資質の向上、家庭・地域社会・行政等との連携が求められます。



● 施策の方向と取組み

施策1 教育活動全体を通じた人権尊重の教育の充実

他人への思いやりを持ち、差別意識を持たない人権感覚を養い、実践的な態度を身につけられるよう、多様な人権教育の機会を提供します。また、学校や家庭での悩みを気軽に相談できる体制を充実します。

【取組み】	【担当課】
・就学前教育を通じて人権尊重の精神の基礎を築く教育・保育を推進します。	子ども課
・学校教育における各教科、道徳など全教育活動を通じた人権尊重の意識を高める教育を推進します。	学校教育課
・人権について自分で考えるための作文づくりの機会を充実します。	学校教育課
・人権について話しあう機会を充実します。	学校教育課
・具体的な事例を活用した学習機会を充実します。	学校教育課
・人権尊重の視点に立った指導資料を作成します。	学校教育課
・人権に配慮した教育への指導をします。	子ども課 学校教育課
・※スクールカウンセラー、心の相談員、※心の教室相談員、※あいフレンドなどによる相談体制を充実します。	学校教育課
・ボランティア活動や自然体験など体験活動を充実します。	学校教育課 健康増進課
・人の多様性を尊重する意識を育むための、多様な人との交流機会を充実します。	学校教育課
・総合的な学習などで体験や参加型学習機会を充実します。	学校教育課

施策2 教職員、保育士の指導力の向上

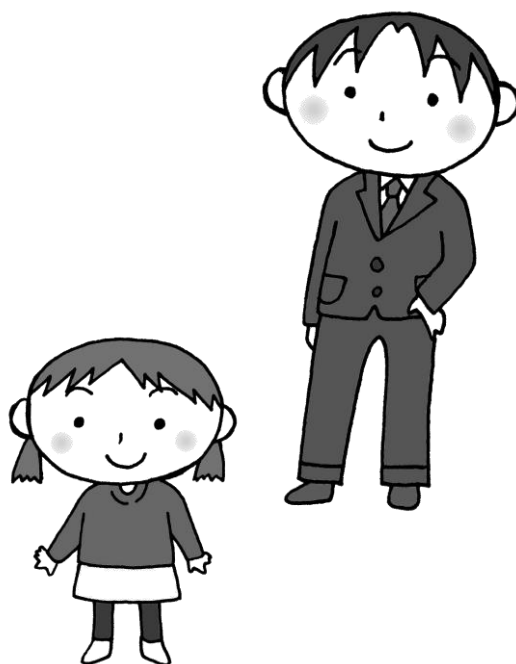
さまざまな人権課題に対する認識・知識を持ち、豊かな人権感覚を身につけた指導者を育成するため、研修等を通じて教職員や保育士への指導を行います。

【取組み】	【担当課】
・教職員、保育士への研修を充実します。	子ども課 学校教育課
・教職員、保育士を対象とした人権に関する学習機会を充実します。	子ども課 学校教育課

施策3 家庭、地域社会、行政との連携強化

家庭、学校、地域、行政が情報共有し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。

【取組み】	【担当課】
・いじめなど重大な問題を話しあう機会を充実します。	学校教育課
・家庭、地域社会への情報提供を充実し、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
・PTAなどの社会教育関係団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課
・保育園などで行う地域活動を充実します。	子ども課



3 職場における人権教育・啓発の推進

● 現状・課題

行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを提供するためには、市職員一人ひとりがさまざまな人権課題についての認識を持ち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。

本市では、全職員に対する人権研修や、人権に関する講習会への参加を進めています。今後は新たな人権課題にも対応できるよう、日頃から人権に関する意識を高めるとともに、人権を意識した行動を常に心がけることが求められます。

また、企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに資する責務があります。平成 22（2010）年に発行された「ISO26000」という組織の社会的責任に関する国際規格では、企業をはじめ、さまざまな組織・団体で人権尊重の視点を持った取組みが求められています。事業主は、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。公正な人事採用や評価、賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやセクシュアル・ハラスメント等の解決など、人権にかかわる課題に取り組むことが求められます。

我が国では、昭和 61（1986）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行され、男女の均等な機会、待遇の確保について取組みが進められました。近年では、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行、平成 28（2016）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正など、誰もが働きやすい環境整備が進められています。

今後も、市職員の人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を強化するとともに、企業等事業所でも人権に配慮した職場環境の整備が求められます。また、市民への人権意識啓発において、官民が協働した施策に取り組むことも必要です。

● 施策の方向と取組み

施策1 市役所などにおける人権教育・啓発の充実

市職員が人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重を基本とした職務を遂行するため、職員研修の充実や学習機会の提供に努めるとともに、人権が尊重される職場づくりに取り組みます。

また、各職場や各担当職務の中で人権の視点を持ち、人権に配慮した施策の取組みに努めます。

【取組み】	【担当課】
・市職員を対象とした人権研修を継続的に実施します。	協働推進課 総務課
・研修指導者を養成します。	協働推進課 総務課
・市職員の研修、講演会などへの参加を促進し、人権意識の高揚を図ります。	協働推進課 総務課
・意識啓発を促進します。	協働推進課 総務課
・個人情報保護に対する意識啓発を図る研修等を実施します。	協働推進課 企画政策課 総務課

施策2 企業等事業所への啓発の推進

企業等事業所における、差別や偏見のない誰もが能力を發揮できる職場環境づくりを支援するため、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれない就労を支援するとともに、セクシュアル・ハラスメントや過度な労働の強要等、職場における人権侵害の防止及び救済を図ります。

【取組み】	【担当課】
・「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」など労働関係法を周知します。	経済課
・「※公正採用選考人権啓発推進員」制度を周知します。	協働推進課
・人権、男女共同参画の意識啓発のため、企業等事業所の講演会等への参加を促進します。	協働推進課
・ヤング・ジョブ・あいち等の若年者就労支援事業を周知します。	経済課
・性的嫌がらせ、上下関係の嫌がらせ防止の周知など職場環境改善の啓発を図ります。	経済課
・「偽装請負」「賃金不払残業」などの違法行為について周知します。	経済課

施策3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

企業等事業所において、社会的役割と責任を自覚しながら、公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、また、企業等事業所の自発的な人権教育・啓発がされるよう周知を図ります。

【取組み】	【担当課】
・企業等事業所での人権教育、啓発資材に対する情報提供を行います。	協働推進課
・企業等事業所が実施する研修などについて支援します。	協働推進課

